

**町田市都市計画審議会 案件資料**  
**(第 2 3 6 回 事前審議・第 2 3 7 回 議案審議)**

**町田都市計画生産緑地地区の  
変更について (町田市決定)**

## 2024年度生産緑地地区 変更内容内訳表

### 削除の内容内訳

		件数に関すること			面積に関すること			備考
		全部削除 件数	一部削除 件数	件数合計	全部削除 面積(ha)	一部削除 面積(ha)	面積合計 (ha)	
公共事業		0	4	4	0.000	0.145	0.145	
買取申出	(死亡)	8	11	19	1.317	1.486	2.803	
	(故障)	3	6	9	0.416	0.560	0.976	
	(旧法)	1	0	1	0.130	0	0.130	
	(30年経過)	3	13	16	0.487	0.899	1.386	
	小計	15	30	45	2.350	2.945	5.295	
その他(面積要件欠如)		0	0	0	0	0	0	
<b>合計</b>		<b>15</b>	<b>34</b>	<b>49</b>	<b>2.350</b>	<b>3.090</b>	<b>5.440</b>	

### 追加の内容内訳

		件数に関すること			面積に関すること			備考
		全部追加 件数	一部追加 件数	追加申請 件数合計	全部追加 面積(ha)	一部追加 面積(ha)	面積合計 (ha)	
追加		1	2	3	0.066	0.111	<b>0.177</b>	

	削除に伴う減	統合に伴う減	減合計	追加に伴う増	分割に伴う増	増合計
地区数の増減	15	1	<b>16</b>	1	0	<b>1</b>

## 2024年度生産緑地地区 変更概要

	件数	面積 (ha)	備考
2023年度 (令和5年度) 告示	952	189.17	
削除	16	5.440	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件数は、一団の生産緑地地区の全てが削除になる場合と、地区の統合による削除を表示する。(一部の削除については、件数には含まない)</li> <li>・面積は、地区の一部削除を合わせて表示する。</li> </ul>
追加	1	0.177	<ul style="list-style-type: none"> <li>・件数は、追加申請で新たな一団となる地区と、削除等により一団から分割された地区を表示する。(既存の一団に追加するものについては、件数には含まない)</li> <li>・面積は、追加申請のみの面積を表示する。</li> </ul>
精査	—	0.062	計画書に10㎡単位で表示するために数値を四捨五入することや、精査による面積の増減を表示する。
2024年度 (令和6年度) 告示予定	937	183.97	前年比 △15件 △5.20ha

## 町田都市計画生産緑地地区変更内訳

年度	全 体		削 除			追 加		
	件 数	面積(ha)	件 数	面積(ha)		件 数	面積(ha)	
2015年度告示 (2016. 1. 1)	1079	232.142	公共施設等の設置	4	1.117	新規指定	5	0.182
			買取申出	30	4.119	2ア	2	0.135
			死亡	12	1.667	2イ	0	0.000
			故障	18	2.452	3	3	0.047
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			その他	1	0.036	合計	5	0.182
前年比	-9	-4.762	合計	34	5.272	精査	0.328	
2016年度告示 (2017. 1. 1)	1066	225.866	公共施設等の設置	15	1.735	新規指定	5	0.396
			買取申出	32	4.935	2ア	2	0.245
			死亡	15	1.912	2イ	0	0.000
			故障	16	2.716	3	3	0.151
			旧法	1	0.307	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	5	0.396
前年比	-13	-6.276	合計	47	6.670	精査	△ 0.002	
2017年度告示 (2018. 1. 1)	1049	221.404	公共施設等の設置	7	0.567	新規指定	4	0.202
			買取申出	33	4.156	2ア	1	0.087
			死亡	24	3.053	2イ	0	0.000
			故障	9	1.103	3	3	0.115
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	4	0.202
前年比	-17	-4.462	合計	40	4.723	精査	0.059	
2018年度告示 (2019. 1. 1)	1042	217.311	公共施設等の設置	6	0.589	新規指定	31	1.614
			買取申出	36	5.071	2ア	17	1.135
			死亡	26	3.720	2イ	1	0.033
			故障	8	1.026	3	13	0.446
			旧法	2	0.325	区画整理	0	0.000
			その他	2	0.032	合計	31	1.614
前年比	-7	-4.093	合計	42	5.692	精査	△ 0.015	
2019年度告示 (2020. 1. 1)	1023	212.684	公共施設等の設置	3	0.260	新規指定	19	1.304
			買取申出	39	5.763	2ア	16	1.245
			死亡	27	4.004	2イ	0	0.000
			故障	11	1.616	3	3	0.059
			旧法	1	0.143	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	19	1.304
前年比	-19	-4.627	合計	42	6.023	精査	0.092	
2020年度告示 (2021. 1. 1)	1012	208.331	公共施設等の設置	4	0.136	新規指定	20	1.227
			買取申出	39	5.741	2ア	18	1.182
			死亡	19	2.155	2イ	0	0.000
			故障	19	2.717	3	2	0.045
			旧法	1	0.869	区画整理	0	0.000
			その他	1	0.003	合計	20	1.227
前年比	-11	-4.353	合計	43	5.880	精査	0.300	
2021年度告示 (2022. 1. 1)	995	203.036	公共施設等の設置	5	0.862	新規指定	9	0.438
			買取申出	32	4.907	2ア	6	0.411
			死亡	18	2.646	2イ	0	0.000
			故障	13	2.195	3	3	0.027
			旧法	1	0.066	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	9	0.438
前年比	-17	-5.295	合計	37	5.769	精査	0.036	
2022年度告示 (2023. 1. 1)	977	197.915	公共施設等の設置	1	0.046	新規指定	11	0.534
			買取申出	38	5.638	2ア	2	0.093
			死亡	29	4.168	2イ	0	0.000
			故障	8	0.761	3	9	0.441
			旧法	1	0.709	区画整理	0	0.000
			その他	0	0.000	合計	11	0.534
前年比	-18	-5.121	合計	39	5.684	精査	0.029	
2023年度告示 (2024. 1. 1)	952	189.167	公共施設等の設置	7	1.848	新規指定	8	0.419
			買取申出	66	7.188	2ア	2	0.145
			死亡	37	4.524	2イ	0	0.000
			故障	3	0.241	3	6	0.274
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000
			30年経過	26	2.423	合計	8	0.419
前年比	-25	-8.748	その他	0	0.000	合計	8	0.419
			合計	73	9.036	精査	-0.131	
2024年度告示 (2025. 1. 1 予定)	937	183.970	公共施設等の設置	4	0.145	新規指定	3	0.177
			買取申出	45	5.295	2ア	1	0.066
			死亡	19	2.803	2イ	0	0.000
			故障	9	0.976	3	2	0.111
			旧法	1	0.130	区画整理	0	0.000
			30年経過	16	1.386	合計	3	0.177
前年比	-15	-5.197	その他	0	0.000	合計	3	0.177
			合計	49	5.440	精査	0.062	

※新規追加の主な理由

- ・2ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの
- ・2イ 既存の公園緑地と一体となることにより良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園と同程度に期待できるもの
- ・3 すでに指定をされた生産緑地地区が一体化、整形化され一団の優良農地の区域の形成が図れるもの、又は2ア、イに該当しない小規模農地であるもの

## 町田都市計画生産緑地地区変更内訳

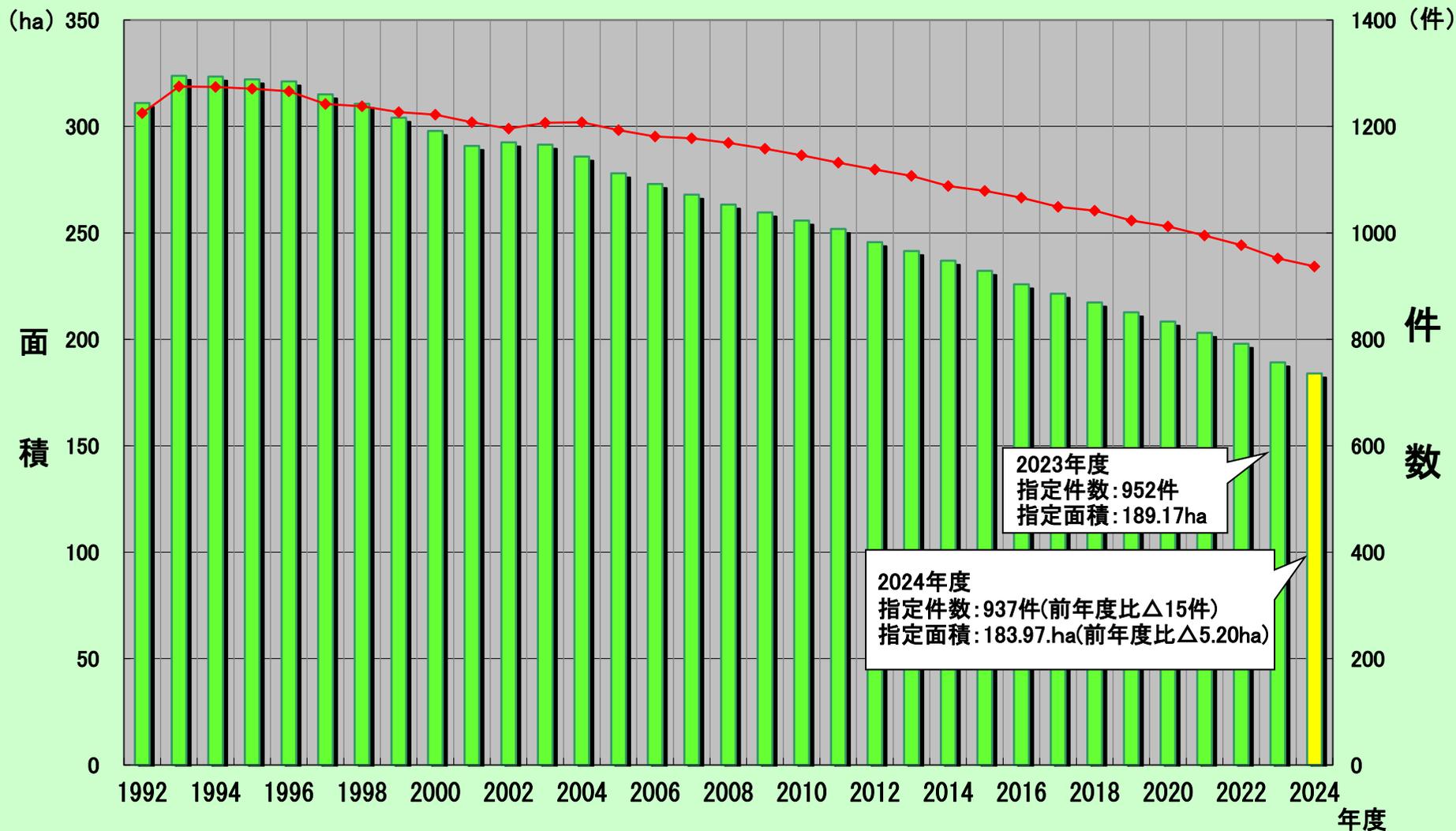
年度	全 体		削 除			追 加			
	件 数	面積(ha)	件 数		面積(ha)	件 数		面積(ha)	
2023年度告示 (2024. 1. 1)	952	189.167	公共施設等の設置	7	1.848	新規指定	8	0.419	
			買取申出	66	7.188	2ア	2	0.145	
			死亡	37	4.524		2イ	0	0.000
			故障	3	0.241		3	6	0.274
			旧法	0	0.000	区画整理	0	0.000	
			30年経過	26	2.423	合計	8	0.419	
			その他	0	0.000	精査		-0.131	
前年比	-25	-8.748	合計	73	9.036				
2024年度告示 (2025. 1. 1 予定)	937	183.970	公共施設等の設置	4	0.145	新規指定	3	0.177	
			買取申出	45	5.295	2ア	1	0.066	
			死亡	19	2.803		2イ	0	0.000
			故障	9	0.976		3	2	0.111
			旧法	1	0.130	区画整理	0	0.000	
			30年経過	16	1.386	合計	3	0.177	
			その他	0	0.000	精査		0.062	
前年比	-15	-5.197	合計	49	5.440				

※新規追加の主な理由

- ・2ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの
- ・2イ 既存の公園緑地と一体となることにより良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園と同程度に期待できるもの
- ・3 すでに指定をされた生産緑地地区が一体化、整形化され一団の優良農地の区域の形成が図れるもの、又は2ア、イに該当しない小規模農地であるもの

# 生産緑地地区の件数及び面積の推移

■ 面積(ha)    ◆ 件数(件)

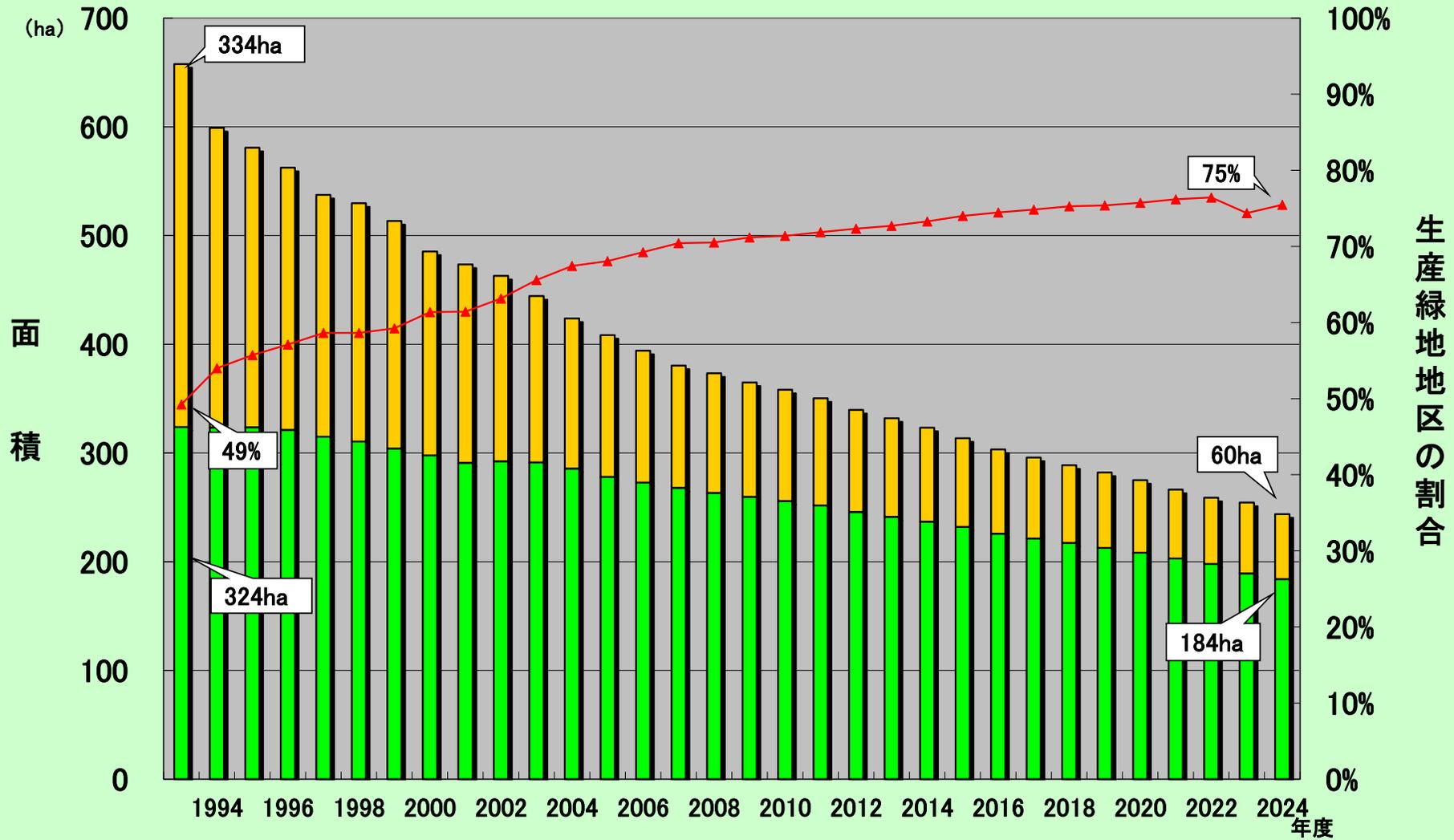


2023年度  
 指定件数: 952件  
 指定面積: 189.17ha

2024年度  
 指定件数: 937件(前年度比△15件)  
 指定面積: 183.97.ha(前年度比△5.20ha)

# 生産緑地地区の割合の推移

- 市街化区域の生産緑地地区以外の農地
- 生産緑地地区
- 市街化区域農地における生産緑地地区の割合



## 生産緑地地区の面積の推移と増減率

年度	生産緑地地区 以外の農地 A (ha)	対前年比		生産緑地地区 B (ha)	対前年比		市街化農地 A+B (ha)	対前年比		生産緑地 地区割合 (%)
		増減 (ha)	増減率		増減 (ha)	増減率		増減 (ha)	増減率	
1993 年度	333.9	—	—	323.8	—	—	657.7	—	—	49.2%
1994 年度	275.6	-58.3	-17.5%	323.4	-0.4	-0.1%	599.0	-58.7	-8.9%	54.0%
1995 年度	257.2	-18.4	-6.7%	323.7	0.3	0.1%	580.9	-18.1	-3.0%	55.7%
1996 年度	241.2	-16.0	-6.2%	321.2	-2.5	-0.8%	562.4	-18.5	-3.2%	57.1%
1997 年度	222.3	-18.9	-7.8%	315.1	-6.1	-1.9%	537.4	-25.0	-4.4%	58.6%
1998 年度	219.1	-3.2	-1.4%	310.6	-4.5	-1.4%	529.7	-7.7	-1.4%	58.6%
1999 年度	209.3	-9.8	-4.5%	304.1	-6.5	-2.1%	513.4	-16.3	-3.1%	59.2%
2000 年度	187.4	-21.9	-10.5%	297.9	-6.2	-2.0%	485.3	-28.1	-5.5%	61.4%
2001 年度	182.6	-4.8	-2.6%	290.9	-7.0	-2.3%	473.5	-11.8	-2.4%	61.4%
2002 年度	170.5	-12.1	-6.6%	292.5	1.6	0.6%	463.0	-10.5	-2.2%	63.2%
2003 年度	152.9	-17.6	-10.3%	291.4	-1.1	-0.4%	444.3	-18.7	-4.0%	65.6%
2004 年度	138.0	-14.9	-9.7%	285.8	-5.6	-1.9%	423.8	-20.5	-4.6%	67.4%
2005 年度	130.4	-7.6	-5.5%	278.0	-7.8	-2.7%	408.4	-15.4	-3.6%	68.1%
2006 年度	121.2	-9.2	-7.1%	272.9	-5.1	-1.8%	394.1	-14.3	-3.5%	69.2%
2007 年度	112.5	-8.7	-7.2%	268.0	-4.9	-1.8%	380.5	-13.6	-3.5%	70.4%
2008 年度	110.0	-2.5	-2.2%	263.3	-4.7	-1.8%	373.3	-7.2	-1.9%	70.5%
2009 年度	105.2	-4.8	-4.4%	259.7	-3.6	-1.4%	364.9	-8.4	-2.3%	71.2%
2010 年度	102.5	-2.7	-2.6%	255.8	-3.9	-1.5%	358.3	-6.6	-1.8%	71.4%
2011 年度	98.6	-3.9	-3.8%	251.8	-4.0	-1.6%	350.4	-7.9	-2.2%	71.9%
2012 年度	93.9	-4.7	-4.8%	245.7	-6.1	-2.4%	339.6	-10.8	-3.1%	72.3%
2013 年度	90.6	-3.3	-3.5%	241.4	-4.3	-1.8%	332.0	-7.6	-2.2%	72.7%
2014 年度	86.4	-4.2	-4.6%	236.9	-4.5	-1.9%	323.3	-8.7	-2.6%	73.3%
2015 年度	81.5	-4.9	-5.7%	232.1	-4.8	-2.0%	313.6	-9.7	-3.0%	74.0%
2016 年度	77.5	-4.1	-5.0%	225.9	-6.3	-2.7%	303.3	-10.3	-3.3%	74.5%
2017 年度	74.4	-3.1	-3.9%	221.4	-4.5	-2.0%	295.8	-7.5	-2.5%	74.8%
2018 年度	71.4	-3.0	-4.0%	217.3	-4.1	-1.9%	288.7	-7.1	-2.4%	75.3%
2019 年度	69.4	-2.0	-2.8%	212.7	-4.6	-2.1%	282.1	-6.6	-2.3%	75.4%
2020 年度	66.7	-2.7	-3.9%	208.3	-4.4	-2.1%	275.0	-7.1	-2.5%	75.7%
2021 年度	63.4	-3.3	-4.9%	203.0	-5.3	-2.5%	266.4	-8.6	-3.1%	76.2%
2022 年度	61.0	-2.4	-3.8%	197.9	-5.1	-2.5%	258.9	-7.5	-2.8%	76.4%
2023 年度	65.2	4.2	6.9%	189.2	-8.7	-4.4%	254.4	-4.5	-1.7%	74.4%
2024 年度	59.8	-5.4	-8.3%	183.97	-5.2	-2.8%	243.77	-10.6	-4.2%	75.5%

町田都市計画生産緑地地区の変更(町田市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 183.97 ha

第2 削除のみを行う位置および区域

名称		位置	削除面積	備考
番号	地区名			
39	相原町	町田市相原町字中村地内	約 50 m <sup>2</sup>	地区の一部
49	相原町	町田市相原町字中ヶ谷戸地内	70	地区の一部
59	相原町	町田市相原町字蚕種石地内	1150	地区の一部
138	下小山田町	町田市下小山田町字小ヶ谷地内	160	地区の一部
156	小野路町	町田市小野路町字石久保地内	740	地区の全部
157	小野路町	町田市小野路町字石久保地内	340	地区の一部
179	真光寺	町田市真光寺一丁目地内	650	地区の全部
193	真光寺町	町田市真光寺町字十三号地内	180	地区の一部
204	小山町	町田市小山町字九号地内	660	地区の一部
257	下小山田町	町田市下小山田町字山ノ八地内	1130	地区の一部
295	下小山田町	町田市下小山田町字宮ノ前地内	60	地区の一部
370	下小山田町	町田市下小山田町字龍沢地内	540	地区の一部
385	函師町	町田市函師町字十五号地内	980	地区の一部
477	大蔵町	町田市大蔵町字関山地内	410	地区の一部
484	大蔵町	町田市大蔵町字大蔵地内	770	地区の全部
545	矢部町	町田市矢部町字二十六号地内	1740	地区の全部
549	矢部町	町田市矢部町字二十六号地内	1530	地区の一部
551	矢部町	町田市矢部町字二十五号・字二十六号地内	1580	地区の一部
552	矢部町	町田市矢部町字二十四号地内	440	地区の一部
556	根岸町	町田市根岸町地内	3230	地区の全部

名 称		位 置	削除面積	備 考
番 号	地 区 名			
558	矢部町	町田市矢部町地内	約 1190 m <sup>2</sup>	地区の一部
624	山崎町	町田市山崎町字三号地内	940	地区の一部
633	山崎町	町田市山崎町字三号地内	890	地区の一部
642	山崎町	町田市山崎町字十号地内	500	地区の一部
649	山崎町	町田市山崎町字七号地内	180	地区の一部
679	山崎町	町田市山崎町字十四号地内	1910	地区の一部
693	山崎町	町田市山崎町字十三号地内	60	地区の一部
742	本町田	町田市本町田字乙六号地内	830	地区の一部
779	能ヶ谷	町田市能ヶ谷一丁目地内	2120	地区の一部
842	本町田	町田市本町田字十七号地内	1850	地区の一部
862	金井ヶ丘	町田市金井ヶ丘一丁目地内	2300	地区の全部
868	本町田	町田市本町田字八号地内	3550	地区の全部
874	本町田	町田市本町田字八号地内	3480	地区の全部
905	森野	町田市森野六丁目地内	990	地区の一部
940	南大谷	町田市南大谷二丁目地内	1300	地区の全部
948	南大谷	町田市南大谷七丁目地内	700	地区の一部
983	成瀬台	町田市成瀬台一丁目地内	2170	地区の全部
1011	成瀬	町田市成瀬二丁目地内	1070	地区の一部
1024	高ヶ坂	町田市高ヶ坂二丁目地内	1080	地区の全部
1054	南成瀬	町田市南成瀬二丁目地内	780	地区の全部
1128	南町田	町田市南町田一丁目地内	210	地区の一部
1133	南町田	町田市南町田一丁目地内	550	地区の一部
1263	小山町	町田市小山町字一号地内	750	地区の全部
1291	三輪緑山	町田市三輪緑山四丁目地内	2560	地区の一部
1347	下小山田町	町田市下小山田町字龍沢地内	140	地区の一部
1379	鶴間	町田市鶴間六丁目地内	660	地区の一部
1514	常盤町	町田市常盤町字二十二号地内	4270	地区の一部
1517	函師町	町田市函師町字十三号地内	540	地区の全部
1527	三輪緑山	町田市三輪緑山二丁目地内	420	地区の全部
計	49 件		約 54400 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

1. 公共施設等の用地又は買取り申出にともなう行為の制限解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

第3 追加のみを行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地 区 名			
478	大蔵町	町田市大蔵町字関山地内	約 830 m <sup>2</sup>	地区の一部
1130	金森四丁目	町田市金森四丁目地内	280	地区の一部
1550	上小山田町	町田市上小山田町字二十一号地内	660	地区の全部
計	3 件		約 1770 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

1. 農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

新 旧 対 照 表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面積		削 除	追 加	面積	
39	1830	相原町字中村	50		1780	一部削除
49	1050	相原町字中ヶ谷戸	70		960	一部削除 精査減20㎡
59	1740	相原町字蚕種石	1150		590	一部削除
138	2540	下小山田町字小ヶ谷	160		2380	一部削除
156	740	小野路町字石久保	740		0	全部削除
157	2110	小野路町字石久保	340		1770	一部削除
179	650	真光寺一丁目	650		0	全部削除
193	890	真光寺町字十三号	180		710	一部削除
204	2980	小山町字九号	660		2540	一部削除 精査増220㎡
257	4450	下小山田町字山ノ八	1130		3330	一部削除 精査増10㎡
295	4010	下小山田町字宮ノ前	60		3950	一部削除
313	10560	常盤町字二十二号			10690	地区番号1514より 130㎡分割
370	6360	下小山田町字龍沢	540		5830	一部削除 精査増10㎡
385	1770	冏師町字十五号	980		800	一部削除 精査増10㎡
477	2480	大蔵町字関山	410		2070	一部削除
478	6300	大蔵町字関山		830	7130	一部追加
484	770	大蔵町字大蔵	770		0	全部削除
545	1740	矢部町字二十六号	1740		0	全部削除
549	1860	矢部町字二十六号	1530		330	一部削除
551	3500	矢部町字二十五号・字二十六号	1580		1930	一部削除 精査増10㎡
552	13290	矢部町字二十四号	440		12860	一部削除 精査増10㎡
556	3230	根岸町	3230		0	全部削除
558	1510	矢部町	1190		320	一部削除
619	2670	野津田町字丸山			2880	精査増210㎡
624	2050	山崎町字三号	940		1110	一部削除
633	7210	山崎町字三号	890		6320	一部削除
642	3130	山崎町字十号	500		2580	一部削除 精査増80㎡ 地区番号1485～ 130㎡分割
649	1240	山崎町字七号	180		1060	一部削除
679	6560	山崎町字十四号	1910		4650	一部削除
693	3970	山崎町字十三号	60		3910	一部削除
742	1770	本町田字乙六号	830		930	一部削除 精査減10㎡
779	3790	能ヶ谷一丁目	2120		1670	一部削除
842	11070	本町田字十七号	1850		9220	一部削除
862	2300	金井ヶ丘一丁目	2300		0	全部削除
868	3550	本町田字八号	3550		0	全部削除
874	3480	本町田字八号	3480		0	全部削除
905	2060	森野六丁目	990		1070	一部削除
940	1300	南大谷二丁目	1300		0	全部削除

新 旧 対 照 表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面積		削除	追加	面積	
948	1190	南大谷七丁目	700		490	一部削除
983	2170	成瀬台一丁目	2170		0	全部削除
1011	2240	成瀬二丁目	1070		1170	一部削除
1024	1080	高ヶ坂二丁目	1080		0	全部削除
1054	780	南成瀬二丁目	780		0	全部削除
1128	6930	南町田一丁目	210		6720	一部削除
1130	6040	金森四丁目		280	6310	一部追加 精査減10㎡
1133	4770	南町田一丁目	550		4210	一部削除 精査減10㎡
1263	750	小山町字一号	750		0	全部削除
1291	2940	三輪緑山四丁目	2560		380	一部削除
1347	2890	下小山田町字龍沢	140		2760	一部削除 精査増10㎡
1379	2760	鶴間六丁目	660		2200	一部削除 精査増100㎡
1485	2420	山崎町字三号			2550	地区番号642より 130㎡分割
1514	4400	常盤町字二十二号	4270		0	一部削除 地区番号313へ 130㎡分割
1517	540	函師町字十三号	540		0	全部削除
1527	420	三輪緑山二丁目	420		0	全部削除
1550	0	上小山田町字二十一号		660	660	全部追加
変更 のない 地区	計 898 件 計 1716840 m <sup>2</sup>				計 898 件 計 1716840 m <sup>2</sup>	みなし 計 93,640 m <sup>2</sup>
計	952 件 1891670 m <sup>2</sup>				937 件 1839660 m <sup>2</sup>	みなし 計 93,640 m <sup>2</sup> 精査 620 m <sup>2</sup> → 183.97 ha

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
<p>生 産 緑 地 地 区</p>	<p>1. 位置の変更 (新旧対照表のとおり)</p> <p>2. 区域の変更 (計画図のとおり)</p> <p>3. 面積の変更 952 件 → 937 件 約 189.17 ha 約 183.97 ha</p>

## ○町田都市計画生産緑地地区の指定に関する要領

平成19年3月1日施行  
都市づくり部土地利用調整課  
改正2015年1月1日  
改正2018年4月1日  
改正2020年3月1日

### 第1 趣旨

この要領は、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領において使用する用語は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。なお、農地等とは、登記地目及び課税地目並びに現況が田、畑であるものを指す。

### 第3 指定要件

生産緑地地区に指定できる農地等は、次の各号のいずれにも該当する一団のもの（一体的な地形的まとまりを有している区域をいう。）とする。この場合において、道路、水路等が介在しているときは、小規模農地（単独で生産緑地地区として成立できない規模の農地をいう。）に該当する場合を除き、当該道路、水路等の幅員が6メートル以下であるときに限る。

(1) 市街化区域内にあること

(2) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとして、次に掲げる条件のいずれかに該当すること。

ア 非常災害時の避難場所等として使用するための協力が得られるもの（災害対策の観点から効果の期待できるもの）

イ 既存の緑地（都市緑地又は特別緑地保全地区をいう。）若しくは公園と一体となることにより、良好な緑地を形成すると認められるもの又は緑地としての効果が街区公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号の都市公園をいう。）と同程度に期待できるもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路に同法第43条第1項の例により接しているもの。

ウ 小規模農地に該当するもの

(3) 面積が300平方メートル以上の規模の区域（登記簿上の地積。ただし、実測地積が分かる場合はそれによる）であること。ただし、小規模農地で一団としての面積が300平方メートル以上の規模の区域となる場合、個々の農地等の面積が100平方メートル以上であること。なお、指定は筆単位とする。

(4) 小規模農地で次の土地の利用に供する場合、個々の農地等の面積が120平方メートル以上であること。

ア 法第8条第2項各号に該当する建築物を建築するとき

イ 第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域に存する農地のうち、平成16年6月24日以降に分筆または合筆をしたもの

- (5) 一団のものの区域の認定にあたっては、同一の街区（道路、水路等の長狭物で囲まれた範囲をいう）または隣接する街区で緑地機能を果たす場合を原則とするが、町田市の緑地保全策や公共施設整備等生産緑地地区として指定することが適当であると市長が認める場合はこの限りではない。
- (6) 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。
- (7) 30年以上の相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること。

#### 第4 指定する農地等

第3の要件に該当する一団のものの区域で、地域の実情を踏まえ、次のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に指定するものとする。

- (1) 町田市都市計画マスタープラン、町田市緑の基本計画等の個別計画に位置付けられているもの
- (2) まちづくりを進めていくうえで、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (3) 既に指定された生産緑地地区の一体化または整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (4) 農業経営の安定を図るため役立つ優良農地であるもの
- (5) 新鮮な農産物の地元供給拡充を可能とし、市民の暮らしを豊かにするもの
- (6) 公共施設の候補地としての機能を有するもの

#### 第5 指定しない農地等

市長は、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画により次に掲げる地域又は地区に指定されている区域にあるもの
  - ア 商業地域
  - イ 容積率が300パーセント以上に定められている地域
  - ウ 高度利用地区
- (2) 既に都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けている都市計画施設の区域内にあるもの
- (3) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業の認可済又は認可予定の区域内の農地で、その面積が当該事業区域の面積のおおむね30パーセントを超え、かつ、集合化されていないもの。
- (4) 現に農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による農地転用の届出がされているもの。ただし、農地転用の権利を行使しないことを市長が確認した場合を除く。
- (5) 法第10条の規定による買取りの申出があり、行為の制限が解除されたもの。ただし、解除後の状況の変化により現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合、1農地につき1所有者あた

り1回のみ再指定することができる。

(6) 前各号に掲げるもののほか、計画的市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの。

## 第6 指定の申請

自己が所有し、農業従事する農地等について生産緑地地区の指定を受けようとする者は、町田市生産緑地地区指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 町田都市計画生産緑地地区指定同意書(第2号様式)
- (2) 町田都市計画生産緑地地区農地等明細書(第3号様式)
- (3) 町田都市計画生産緑地地区営農概要書(第4号様式)
- (4) 町田都市計画生産緑地地区の指定に関する同意書(第5号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## 第7 指定の決定

- 1 市長は、第6に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは町田市都市計画審議会の議を経て、生産緑地地区として指定する。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、町田都市計画生産緑地地区指定決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、生産緑地地区として指定することが適当でないとき認めるときは、町田都市計画生産緑地地区指定申請却下通知書(第7号様式)により、申請者に通知する。

## 第8 地区の明示

市長は、生産緑地地区として指定したときは、町田市ホームページに掲載することにより、その地区が生産緑地地区である旨を明示するものとする。なお、既設のものを除き新たにその地区内に標識を設置することはしないものとする。

## 第9 管理の指導

市長は、生産緑地地区の適正な管理について、良好な都市環境の形成に資するよう、町田市農業委員会の協力の下に指導を行うものとする。

## 第10 届出

- 1 生産緑地地区の指定を受けた者は、次に掲げる場合においては、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
  - (1) 法第10条の規定による買取りの申出をするとき
  - (2) 生産緑地地区の所有者を変更したとき
  - (3) 生産緑地地区の地積または地番を変更したとき
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を町田市農業委員会に通知するものとする。

## 第11 補則

この要領に定めるもののほか、生産緑地地区の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2007年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年1月1日から施行する。

この要領は、2018年4月1日から施行する。

この要領は、2020年3月1日から施行する。

第1号様式

1	町田都市計画生産緑地地区 指 定 申 請 書	整理番号	—
<p>町 田 市 長 様</p> <p>生産緑地法に基づく都市計画生産緑地地区の指定を受けたいので 下記のとおり申請します。</p>			
1	申 請 年 月 日	年	月 日
2	ふ り が な 申 請 者 氏 名	実印	
3	申 請 者 住 所	〒	電話 ( )
4	申 請 農 地 等 面 積	合計	公簿 m <sup>2</sup> 実測 m <sup>2</sup>
5	申 請 農 地 等 所 在 地	※ 第3号様式 農地等明細書のとおり	
6	営 農 状 況	※ 第4号様式 営農概要書のとおり	
7	そ の 他 の 添 付 書 類	1 登記事項証明書 (土地) ※ 全部事項証明書 2 公図の写し 3 案内図 4 その他	通 通 通
<p>記入上の注意</p> <p>1 上記太枠内の該当するものについて記入してください。</p> <p>2 案内図及び公図の写しに申請区域を赤線で囲み、第3号様式 農地等明細書に合わせて筆ごとに番号をつけてください。</p> <p>3 登記事項証明書は、一筆ごとに添付してください。</p>			

2	町田都市計画生産緑地地区 <b>指 定 同 意 書</b>	整理番号	—		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">町 田 市 長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">第3号様式農地等明細書の農地等について、生産緑地法に基づく 都市計画生産緑地地区の指定を受けることに同意します。</p>					
1	申 請 者 氏 名	実印			
2	申 請 者 住 所	〒			
3	権 利 調 書				
	当該農地等における 権利者の住所	権利者氏名	実印	権利の種類	権利を有する 農地番号
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
	〒				
<p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 権利調書欄は、申請者の所有権についても記入してください。</li> <li>2 印鑑証明書（関係権利者全員のもの）を添付してください。 （権利者数と印鑑証明書の枚数は一致します。）</li> <li>3 権利の種類欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている 永小作権、先取特権、質権、抵当権等を記入してください。</li> <li>4 その権利の対象となる農地等の場所を、第3号様式農地等明細書 の農地番号で記入してください。</li> <li>5 申請者と土地登記簿謄本の所有者が異なる場合は、関係のわかる 戸籍謄本等を添付してください。</li> </ol>					

第3号様式

3	町田都市計画生産緑地地区	申請者 氏名		申請者 住所	〒	整理 番号	—
	農地等明細書						
農地 番号	申請農地等所在地番	面	積	地目	権利者氏名	権利の種類	摘 要 (権利者氏名－権利の種類)
		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				
		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				
		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				
		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				
		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				
合計		公簿	m <sup>2</sup>				
		実測	m <sup>2</sup>				

※第一種・第二種低層住居専用地域内に所在する、1筆120㎡未満の農地(平成16年6月24日以降に土地の分合筆が行われたもの)を生産緑地に指定する場合、以下の項目について確認したうえで申請することに同意します。

① 生産緑地法第8条第2項第2号に該当する施設を建築する場合、単独で建築敷地として設定できない場合があること。

② 行為制限解除(農地転用)後も単独で建築敷地として設定できない場合があること。

住所: \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 実印 \_\_\_\_\_

- 記入上の注意
- 1 農地番号は、公図の写しのそれぞれの筆ごとにつけた番号を記入してください。
  - 2 権利者が複数名の場合は、摘要欄(権利者氏名－権利の種類)に記入してください。
  - 3 面積は公簿又は実測の該当する方に○印をつけてください。

第4号様式

4	町田都市計画生産緑地地区					申請者 氏名	申請者 住所	〒	整理 番号	—
	営農概要書									
農地 番号	申請農地等の主な作物（名称を記入）					農業用施設の種類 と面積（㎡）	申請農地等における主な農業従事者			
	野菜	果樹	植木・苗木	花き	その他		氏名	年齢	住所	申請者との関係
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				
						㎡				

記入上の注意

- 1 農地番号は、公図の写しのそれぞれの筆ごとにつけた番号を記入してください。
- 2 農業用施設は、ビニールハウス、温室、農機具小屋、集荷小屋、休憩所等があれば、具体的な施設名とその面積を記入してください。
- 3 農業従事者は、申請時点で当該農地の農業に従事している人全員について記入してください。なお、市民農園等の場合は別紙として一覧表を添付しても結構です。

町田都市計画生産緑地地区の指定に関する同意書

町 田 市 長 様

私（私たち）は、生産緑地法第 3 条の規定による生産緑地地区の指定を受けた農地等については、下記の事項について同意いたします。

記

- ・都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる都市施設（道路、公園等）の都市計画の策定及び事業施行の際は、市に協力すること。
- ・非常災害の場合に市が使用する際は、積極的に協力すること。
- ・生産緑地法第 7 条に基づき同法第 2 条に定める農地等として適正に管理すること。

年 月 日

当該農地等における権利者の住所	権利者氏名	実印
(代表)		

町 第 号  
年 月 日

様

町田市長 印

町田都市計画生産緑地地区指定決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の土地については、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づき、年 月 日町田市告示第号により町田都市計画生産緑地地区に指定したことを通知します。

記

1 土地の所在地番及び面積

町田市 町 丁目 番 m<sup>2</sup>

2 一団地区番号

番

3 指定に係る遵守事項

- (1) 生産緑地法及び生産緑地法関係諸規定を遵守すること。
- (2) 土地の分筆又は合筆を行う際は、町田市 部 課に連絡の上、協議すること。
- (3) 生産緑地法第 8 条第 2 項に規定する農業を営むために必要となる施設を設置する場合は、町田市 部 課に申請すること。

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

町 第 号  
年 月 日

様

町田市長

印

町田都市計画生産緑地地区指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の土地については、町田都市計画生産緑地地区に指定しないことを通知します。

記

1 土地の所在地番及び面積

町田市 町 丁目 番 m<sup>2</sup>

2 指定しない理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)